

パブリックコメントに提出されたご意見一覧(修正)

資料 1

番号	意見の内容	提案・意見(原文まま)	頁	対応
1	福祉コーディネーターに関すること	第5章～6章について 1.地域振興協議会の組織にFCDをどのように位置づけるか明示すべきと思います。	—	福祉コーディネーターは、地域振興協議会を単位として配置していますが、地域振興協議会の組織に属するものではなく、地域振興協議会を単位とする地区において、地域活動の活性化や地域課題の把握、多様な主体との連携・協働を促進する役割を担うものとして位置づけています。また、既に配置されている集落支援員により地域福祉に係る取組が可能な地域振興協議会においては、福祉コーディネーターの設置は必要ではないと考えています。
2	福祉コーディネーターに関すること	・地域振興協議会(FCD)の表現もありますが、相談窓口の開設等個人では対応困難と危惧します。	—	福祉コーディネーターは、地域で解決できる身近な相談体制づくりや住民同士のつながりを支援し、福祉ネットワークの構築を進めるほか、個人では対応が困難な相談や専門的な支援が必要な事例については、行政や社会福祉協議会、専門機関等へつなぐ役割を担うこととしています。福祉コーディネーターは個別の相談支援を担う立場ではなく、地域課題の把握や住民同士の支え合い、関係機関との連携を促進するなど、地域全体の支援体制を構築・充実させる地域支援を主な役割としています。
3	福祉コーディネーターに関すること	・地域振興協議会の中にFCDを事務局として、関係部、民生委員、区長等を巻き込んだタスクを立ち上げるべきと思います。 ・そのタスクが第6章計画(施策)の展開の期待される活動主体となる。	—	令和7年度には、地域振興協議会の福祉機能強化について各地区で意見交換を行い、現在は全ての地区において福祉推進事務局が立ち上がっています。福祉コーディネーターは、この福祉推進事務局をはじめ、民生委員・児童委員、区長、関係団体等と連携しながら、地域の福祉課題の把握や地域活動の活性化、福祉ネットワークの構築を進める役割を担っています。第6章に掲げる施策についても、こうした地域の関係者が連携・協働しながら推進していくことを想定しています。
4	地域振興協議会に参画していない集落について	2.地域振興協議会に参画していない集落はどのようにするのか。	—	「南部町地域振興区の設置等に関する条例」より、地域振興協議会は地域振興区を統括する、と定められています。このことにより、地域振興協議会は地域全体の調整や連携の促進を担う組織であり、各地域においては自治会や民生委員等の地域の関係者と連携しながら、地域の実情に応じた支援や地域づくりを進めていくことが重要であると考えています。
5	小地域について	3.第5章P40「小地域」の表現はわかりづらいので、集落、地域振興協議会とする。	46	小地域については、地域振興協議会の範囲として位置付けています。
6	全体について	全体について 第5章～6章で構成して、1章～4章は参考資料とする。長すぎる。これを住民へ30分で説明できますか？地域振興協議会の会長へプレゼンできているか疑問です。	—	町民の皆様への説明については、本編をそのまま説明するのではなく、概要版等を用いて計画のポイントをわかりやすくお伝えする予定としています。また、地域振興協議会の会長の皆様には策定委員として計画策定の段階からご参画いただき、計画内容についてご確認・ご意見をいただきながら策定を進めてきたことから、計画の内容についてご理解頂いているものと考えています。

パブリックコメントに提出されたご意見一覧(修正)

資料 1

番号	意見の内容	提案・意見(原文まま)	頁	対応
7	重点取組1について	1.重点取組1「地域振興協議会における福祉機能の強化」の地域振興協議会の関わり方について(P42,47) ・今後における地域振興協議会の在り方論に関わってくる事項なので、未来を創る課が令和6年度から進めている「南部町地域のありかた検討委員会」における、行政、地域振興協議会、集落の在り方の議論と連動して進めるべきである。	—	未来を創る課とは令和4年度より連携しています。現在は未来を創る課に加え、教育委員会事務局 人権・社会教育課、総務課(防災分野)も一緒になって毎月1回のミーティングを実施し、地域福祉計画に関わる協議を進めています。 「南部町地域のありかた検討委員会」の議論の状況についても共有し、その内容を踏まえながら、本計画における地域振興協議会の役割や福祉機能の充実について検討を進めています。
8	重点取組1について	・南部町において想定される「地域あり方」に関する論点は、地域づくりアドバイザーよりヒアリング調査に基づき問題提起されているところである。一方、各地域振興協議会は、発足から20年近くたち、各地域の困りごとを解決する観点から、地域の自治としてそれぞれ独自の進化・発展を遂げており、これらを一律に議論はできない。	—	各地域振興協議会は、それぞれの歴史や地域特性を踏まえながら独自に発展してきており、そのあり方を一律に示すものではありません。計画においても、各地域の実状や主体性を尊重しながら、地域福祉の推進に向けた共通の方向性を示すものとして整理しています。各地区の進捗度合いに応じて柔軟に取り組んでいきます。
9		・当初より期待されていた防災(共助)に対しては、一部の住民アンケート(天津)において現状には満足しないので、今後強化すべきとして住民の方向性が表れている。	—	災害時に住民同士が助け合う「共助」の取組は重要であると認識しておりますので、本計画では、地域での支え合いや地域づくりの取組を通じて、共助による取組の推進に努めてまいります。また、アンケートに表れた住民の皆様のご意見を踏まえ、安全・安心な地域づくりを推進してまいります。
10		・福祉(地域福祉)については、日常機能としてふれあい部として活動してきている。 ・そのうえで地域振興協議会における福祉機能の強化については、 <u>防災(共助)と福祉(地域福祉)との連携の観点からFCDを配置して強化する方向性が望ましい。</u> (社協のCSWのエリア張り出しではない)	—	福祉コーディネーターは、地域活動の活性化や地域課題の把握、住民同士の支え合いや関係機関との連携を促進し、地域全体の支援体制の充実を図る役割を担うものとして位置づけています。防災(共助)の強化を主たる目的として配置するものではなく、避難行動要支援者を含めた住民全体の平時からのつながりづくりや支え合い活動の充実を通じて、発災時にも機能する「共助」を育むことが地域福祉の重要な役割であり、その推進に当たっては、福祉コーディネーターに限らず、集落支援員も含め、それぞれの立場や強みを生かしながら役割を担うことを想定しています。 また、福祉と防災は平時からの連携が重要であることから、各地区に設置された福祉推進事務局に自主防災組織も参加するなど、各地区の実情に応じた連携のあり方を検討していく必要があると考えています。
11		・具体的な組織イメージとしては、FCDを事務局としてのプラットフォームを立ち上げ地域の多様な人材(民生児童委員、地域福祉委員、協議会関係部員、ボランティア等)に振興協議会の参加の有無にかかわらず、参加してもらう。行政としては、プラットフォームビルダーとして環境整備を図る。	—	地域福祉推進計画の実現に向けては、各地区に設置された福祉推進事務局を中心に、福祉コーディネーター、民生児童委員、地域福祉委員、地域振興協議会、ボランティアなど、多様な主体が連携・協働できる体制づくりを進めています。行政においても、地域の多様な人材が参画しやすい環境整備や活動支援に努め、地域福祉の推進につながる体制づくりを進めてまいります。
12	福祉コーディネーターに関すること	・FCDの位置づけを明確にし、一期で終了した防災コーディネーターの二の舞にならないようにする。	—	福祉コーディネーターは、地域活動の活性化や地域課題の把握、住民同士の支え合いや関係機関との連携を促進し、地域全体の支援体制の充実を図る役割を担うものとして位置づけ、関係機関と連携しながら継続的な取組を進めてまいります。

パブリックコメントに提出されたご意見一覧(修正)

資料 1

番号	意見の内容	提案・意見(原文まま)	頁	対応
13	防災について	2.P48●地域振興協議会との連携により集落福祉活動を促進します。○支え愛マップ作りの下に「避難行動要支援者の個別避難計画策定」を追加する。	47	個別避難計画と支え愛マップは性質が異なるものと認識しておりますが、支え愛マップにより地域での気づきを促しつながりを作っていくものであるため、地域の見守りの基盤づくりの観点から、防災と連携していく必要があると考えています。
14	防災について	3.P65「地域振興協議会と連動した防災活動を実施します。」の記述を具体的に地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項として「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り、災害時の支援を実施します。」とする。	64	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り、災害時の支援については円滑な避難支援を図るうえで重要な取組であると認識していますが、現段階では地域での支え合い活動の充実を通じて防災分野との連携を図りながら進めています。
15	防災について	4.P36(7)災害・緊急時の支援 ・南部町の現状として、避難行動要支援者登録制度が啓発されていない。 ・そのため「個別避難計画策定」の進捗率が悪い(%)	36～ 37	現在、本町では、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、名簿を活用した個別避難計画策定支援の仕組みを構築しているところであり、現時点では避難行動要支援者登録制度としての運用には至っていません。今後は、仕組みの運用開始に向けた準備を進めるとともに、制度化へ向けて協議してまいります。
16	KPIについて	5.ロードマップにおいて「個別避難計画の策定人数、実施率」をKPIとして管理する必要がある。その他のKPIも極力数値化する。		地域福祉推進計画は、地域づくりや支え合いなど定量的な評価が難しい取組も多く含まれるため、すべての取組について数値目標を設定することは困難ですが、設定が可能な項目については数値により設定しています。また個別避難計画の策定状況等については前項で回答したとおりであり、今後の取組や次期計画の策定に向けて、適切な指標の設定についても検討してまいります。
17		(計画の全体を通して)町の政策部分を強調する方が良い。		今後、本冊子を改訂・増刷する際の参考とさせていただきます。
18		本文中の1～25の脚注番号(注釈)を強調(太字)にする		
19		12行目後半～ 様々な障害者支援施策に取り組んでいます。について実例の紹介が欲しい	9	
20		表中の 第2期南部町地域福祉計画令和8年～12年度を太字にする	18	
21		1ページに収めると見にくい 拡大が必要	27	
22		第4章 本文中の具体的な生活課題についてアンダーラインを引くなど部分協調してはどうか？		
23		基本目標Ⅲ 1 健康づくりの促進は推進ではないか	40	
24		第6章 計画の展開の本文中、1行目「共生」「協働」に①、②と番号を付けた方が強調され飛びやすいのでは？	44	今後、本冊子を改訂・増刷する際に修正します。
25		計画内容の地域福祉活動の方向性の【期待される活動主体】について、具体的な活動主体(地域振興協議会、集落など)にアンダーラインがあってはどうか		今後、本冊子を改訂・増刷する際の参考とさせていただきます。
26		包括的支援体制の充実に向けての表の字が多すぎ小さくて読みづらい	56	
27		地域プラットフォームは地域の土台・基盤ということによいか	65	
28		DCAP表の実行、点検・評価、見直し・改善、次の計画の先頭文字を揃える	69	
29		南部町地域福祉計画推進委員会設置要綱の公布日を記載する	70	今後、本冊子を改訂・増刷する際に告示日(令和3年6月16日)を記載します。